

「新潟県土木関係建設コンサルタント業務低入札価格調査取扱試行要領」新旧対照表

改正後	現 行
<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 入札書等比較調査基準価格は、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部（漁港事業）調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領の運用基準第2に定める領域に応じて、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 領域① 直接人件費＋直接経費＋その他原価×90/100＋一般管理費等×<u>50</u>/100（1万円未満切り上げ）</p> <p>ただし、その額が入札書等比較予定価格に <u>81</u>/100 を乗じて得た額を超える場合にあつては、<u>81</u>/100 を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とし、入札書等比較予定価格に 60/100 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、60/100 を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則（令和6年監第1751号）</p> <p>この要領は令和6年10月20日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 入札書等比較調査基準価格は、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部（漁港事業）調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領の運用基準第2に定める領域に応じて、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 領域① 直接人件費＋直接経費＋その他原価×90/100＋一般管理費等×<u>48</u>/100（1万円未満切り上げ）</p> <p>ただし、その額が入札書等比較予定価格に <u>80</u>/100 を乗じて得た額を超える場合にあつては、<u>80</u>/100 を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とし、入札書等比較予定価格に 60/100 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、60/100 を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>